

平成27年度「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」について

平成27年度（平成27年 4月 1日）より、「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」にて、水質基準の「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」の2項目が新しい基準値になりました。

#### 基準強化された項目

番号	項目名	新基準値	旧基準
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.04mg/l以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.2mg/l以下であること。

#### 参照

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成27年 厚生労働省令第29号）

水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について（平成27年3月25日健水発0325第3号）

官報：平成27年3月2日付（第6482号）

今回、基準値が変更された項目は当センターでも検査を受託しております。

検査に関する質問や検査頻度に関するご相談等については、お問い合わせください。

公益財団法人 北九州生活科学センター

水質環境部飲料課 093-881-8282